

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地

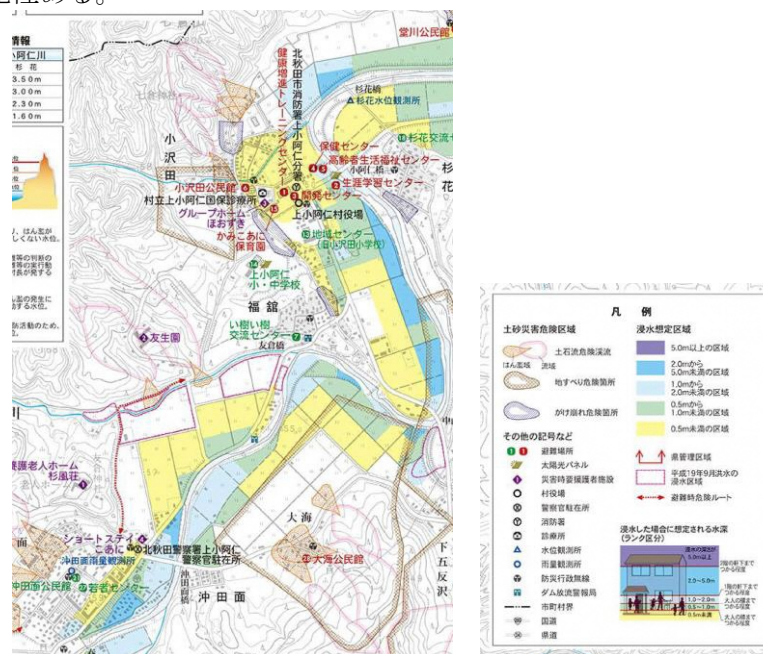
上小阿仁村は、秋田県のほぼ中央に位置し、南北に長い山あいの村で、北・東は北秋田市、南は秋田市、西は能代市、三種町、五城目町に接し、県都秋田市には60km圏内にある。大平山に源を発する小阿仁川が村の中央を流れ、途中、五反沢川、仏社川などの支流を合わせて米代川へと流れている。北部は平地で南部は山林が多く、総面積(256.72km²)の92.7%が山林原野で占められ、うち75%が国有林となっている。

② 想定される地域の災害リスク

(洪水：小阿仁川洪水ハザードマップ)

小阿仁川洪水ハザードマップによると、商工業者の立地する大部分が、0.5m未満の浸水想定区域となっている。

また、本村には29か所の地すべり危険箇所があり集中豪雨や大雨により地すべりが起こる可能性がある。



(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年間に震度6強以上の地震が村内で発生する確率は3%以下となっている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与える可能性がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 113人
- ・小規模事業者数 108人

【内訳】(令和3年3月31日現在)

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業者の立地状況等
建設業	33	33	村内に広く分散している。
製造業	11	11	村内に広く分散している。
卸・小売業	31	27	村内に広く分散している。
サービス業	22	21	村内に広く分散している。
その他	16	16	村内に広く分散している。
合計	113	108	

(3) これまでの取組

① 上小阿仁村の取組

- ・防災計画の策定

昭和38年9月に「上小阿仁村地域防災計画」を策定以来、必要に応じた修正を重ね、平成28年8月より第3次修正版を運用している。

この計画は、村、県、公共機関及び住民がその有する全機能を有効に発揮して、村における防災対策を実施することにより、村民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

- ・防災備品の備蓄

食料品等(主食、飲料水、粉ミルク、ほ乳瓶等)、防寒用品(毛布、石油ストーブ)、衛生用品(トイレ、トイレトーパー、紙おむつ等)、発電・照明機材(自家発電機、投光器、燃料タンク等)、その他(タオル、医薬品セット等)

② 上小阿仁村商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知

「BCP関連の専門家派遣」、「事業継続力強化計画認定制度」等の小冊子やパンフレットで小規模事業者等への配布・周知を行った。

- ・事業者BCP策定セミナーの開催

関係機関等で開催のBCP策定セミナーへの参加を推進した。

小規模商工会という事もあり、単独でのセミナー開催実績はない。

- ・防災備品を備蓄

スコップ、懐中電灯、工具、ゴミ袋等を備蓄している。

- ・上小阿仁村が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

また、地域内の多くの小規模事業者については、BCP策定はおろか災害に対する意識が十分に醸成されていない状況にある。今後、危機意識の向上とともに、BCP策定に関する当会職員の支援スキルの向上と小規模事業者向けのBCP策定講習会実施やツールの提供が必要になってくる。

Ⅲ 目標

地域内の小規模事業者に対し、大規模自然災害等の際の災害リスクを認識させ、事前の備え及び早期復旧を実現させるために上小阿仁村と上小阿仁村商工会が一体となって取り組み、BCP策定の推進・支援を行い、災害に強い企業を創出していくことを目標とする。

(1) 災害発生時に被害状況を把握して情報共有が出来る体制の構築

災害発生時において、連絡や復興支援が円滑に行えるよう、組織内における体制づくりと村と商工会間で被害状況が情報共有できる連携体制の構築を図る。

(2) 危機意識及び防災に対する意識の醸成

県連合会や各損保会社が提供する災害に関する支援ツール（チラシやリーフレット）を活用して危機意識や防災・免災意識を高める。

(3) 小規模事業者等へのBCP策定支援

防災・免災に対する意識が高まった小規模事業者に対して、BCP策定セミナーや専門家派遣、商工会職員による個社支援を通じて、BCP策定及び事業継続力強化計画策定支援を強化する。

(4) 感染症対策・施策の周知並びに支援

地区内の小規模事業者に対して手洗いの徹底や職場の換気励行などの感染防止と体調不良が認められる就業者に対して出勤させないなどのルール作りや感染拡大に備えてマスク等の衛生品の備蓄、リスクファイナンスの対策としての保険の必要性も周知する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年10月1日～令和8年9月30日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

【1. 事前の対策】

- ・当村の地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組みめるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災保証等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ②商工会報や村広報、当会ホームページ、メールマガジン、SNS等において、国・県・関係機関が運営するポータルサイト等の活用を紹介し、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得損失や事業主、従業員等の人災、連鎖倒産・復旧資金等金銭面での対策も必要であることが求められる。そこでリスク管理状況を確認するためにリスクチェックシートを用いて簡易診断を実施しリスク軽減の取組や対策を説明・提案し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及びアドバイスを行う。

◆商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

リスクの種類	補償内容
財 産	○火災・自然災害、地震等に伴う建物・什器の損害補償 ○自動車運行に伴う事故の賠償補償
休 業	○事業主・従業員の休業所得補償
経 営	○取引先の倒産に伴う債権回収不能等に対する補償 ○事業主・家族・従業員の病気（がん）やケガ等への補償 ○廃業・退職後の生活資金積立、従業員の退職金積立制度
賠償責任	○製造者責任（PL）・情報漏洩等に関する賠償補償
労災事故	○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償

2) 小規模事業者に対する感染症拡大予防の周知

- ・国や県が定める「新しい生活様式」の周知を図る。

3) 商工会の事業継続計画の作成

- ・令和3年度中に作成予定。

4) 関係団体等との連携

- ・職員間でのOJT研修をはじめ、BCP策定セミナーや個別支援について連携する損保会社に専門家の派遣を依頼し協力を求める。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、リーフレット等の備え付けを依頼する。
- ・商工会災害状況報告システムの活用

- 5) フォローアップ
- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を把握し、村担当課との情報共有を図り、状況確認や改善点等について協議する。
- 6) 当該計画に係る訓練の実施
- ・災害時の連絡ルート等を役員会にて年1回確認する。(商工会役員への周知)
 - ・施設内での避難訓練の実施時に確認する。(施設内職員への周知)
 - ・商工会災害状況報告システム活用方法の確認(商工会職員への周知)

【2. 発災後の対策】

- ・災害発生時には、人命救助を第一とし、その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ①職員への安否確認・・・発生後、1時間以内
- 確認方法・・・携帯電話やメール等を活用
- 確認内容・・・業務への従事・出勤の可否、
大まかな被害状況(本人・家族の被災、家屋被害や道路状況等)
- ②三役への安否確認・・・発生後、1時間以内
- 確認方法・・・携帯電話やメール等を活用
- 確認内容・・・大まかな被害状況(本人・家族の被災、家屋被害や道路状況等)
その他、近隣家屋や会員の安否情報等
- ③役員への安否確認・・・発生後、2時間以内
- 確認方法・・・正副会長の協力のもと、携帯電話やメールを活用
- ④会員への安否確認・・・発生後、1日以内に地区ごとの役員を通じて情報収集
- ⑤情報共有及び報告・・・安否確認の連絡窓口
- 商工会事務長 → 村産業課長 → 秋田県産業政策課
- ※連絡窓口の者が連絡困難な場合は、第2連絡窓口として当会では経営支援員、当町では産業課商工担当とする。
- 商工会災害状況報告システム活用による情報共有

2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況を把握、共有した時点において、上小阿仁村(産業課長)と上小阿仁村商工会(事務長)との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。ただし、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後の出勤とする。

【被害規模の目安と応急対策の内容】

被害規模	被害状況	応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口設置(相談業務強化) 2) 被害調査(経営課題の把握) 3) 復興支援業務

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	1) 緊急相談窓口設置 (相談業務強化) 2) 被害調査 (経営課題の把握)
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害状況等を共有する。

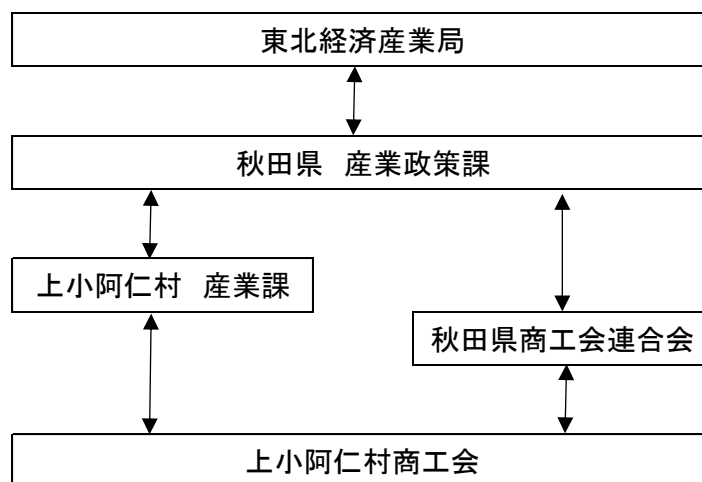
【被害情報等の共有間隔】

期間	情報共有の間隔
災害発生後～1週間	1日に3回（9時、正午、16時）共有する。
1週間～2週間	1日に2回（11時、16時）共有する。
2週間～1か月	1日に1回（16時）共有する。
1か月以降	新たな被害情報を把握した際に共有する。

【3. 発災時における指示命令系統・連絡体制】

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令系統を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

【指揮命令・連絡体制図】



【4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

- ・相談窓口の開設方法について、上小阿仁村と相談する。
 (国・県から依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国・県・村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ巡回訪問等により周知する。

【5. 地区内小規模事業者に対する復興支援】

- ・ 県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・ 被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣等を県や秋田県商工会連合会へ相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

(別表2)

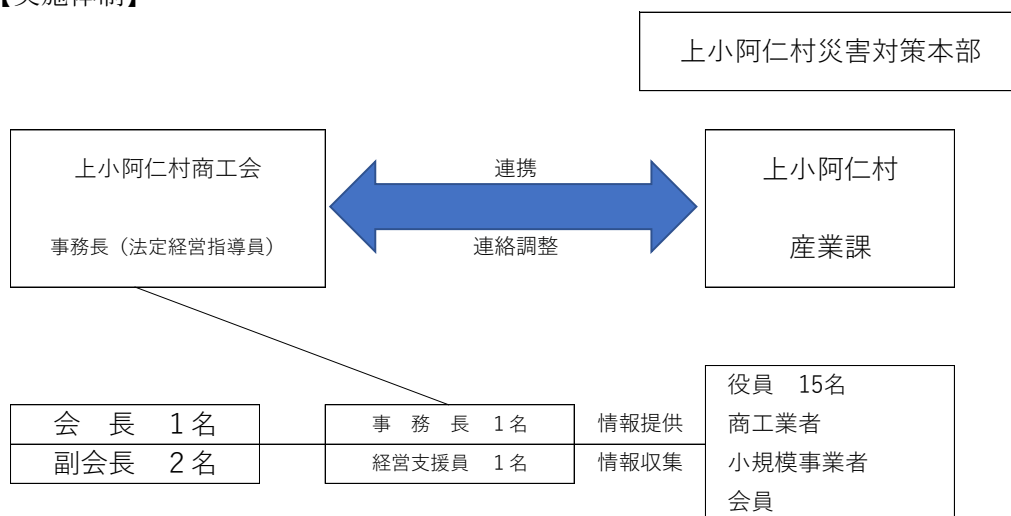
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

【実施体制】



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：若狭 亮（法定経営指導員）

連絡先：電話 0186-77-3109

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

職員数2名（ワンフロア）による本計画の具体的な取組の企画や実行
本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（年2回）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

上小阿仁村商工会

〒018-4421 秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原 80 番地の内

TEL：0186-77-3109 FAX：0186-77-3148 E-mail：kamikoani@skr-akita.or.jp

②関係市町村

上小阿仁村役場 産業課

〒018-4494 秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原 118 番地

TEL：0186-77-2223 FAX：0186-77-2227 E-mail：sangyo@vill.kamikoani.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	30	200	200	200	200
1. BCP策定セミナー開催費 (講師謝金、旅費、 会場借料、広告費)	0	100	100	100	100
2. 専門家派遣事業 (専門家謝金、旅費)	0	70	70	70	70
3. 広報費 (チラシ作成費、郵送料)	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、国・県・村補助金、事業収入等

※ただし、上記経費のうち、講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣事業の活用や連携する損保会社等が無償で派遣応諾いただいた時には、当該経費が減額になる場合もある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等